

2018年5月18日

患者の皆様へ

北里大学東病院
病院長 宮岡 等

外来診療料誤算定に伴う該当患者様への返金手続きについて(第一報)

北里大学東病院では、2012年1月1日から2016年9月30日までの間、会計システムの不具合により、一定の条件下において外来診療料を誤算定していたことが判明いたしました。本件は、監督官庁である関東信越厚生局神奈川事務所へ報告後、保険者への返還手続きを行い、併せて該当の患者様に対して、窓口負担分の返金手続きを開始しましたことをお知らせいたします。

保険者分の返還については、関東信越厚生局神奈川事務所に相談した結果、2017年6月14日に神奈川県社会保険診療報酬支払基金(以下、「支払基金」という)及び神奈川県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という)に返還同意書(医療機関が該当保険者に対して返金するための申請書)を提出いたしました。

患者様宛返金につきましては、社会保険分は2018年2月に支払基金から通知が届き、返還額が確定したため、まずは社会保険対象の患者様から窓口負担の返金を開始しました。対象となる患者様には、準備が整い次第、個別にご連絡の上、返金いたします。

国民健康保険分については、現時点では通知の送達がなく返還額が確定できておりません。国民健康保険対象の患者様については、返還額が確定次第、個別に連絡の上、返金を開始する予定です。その際は、第二報として改めてホームページにてお知らせいたします。

本件につきまして、皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。なお、本法人内の他の3病院(北里大学病院、北里大学北里研究所病院、北里大学メディカルセンター)においても点検しましたが、システムに問題は無く、正しく算定できていたことを申し添えいたします。

記

1. 誤算定の内容

外来診療料(2014年3月までは70点、2014年4月以降は73点)の算定については、医師の診察を受けた場合に算定できますが、検査のみで来院した場合でも算定しているケースがありました。

2. 返金の内容

外来診療料の所定点数は、2014年3月までは70点、2014年4月以降は73点のため、窓口負担が3割の場合は、2014年3月までは210円、2014年4月以降は220円となります。

なお、公費(自立支援法・生活保護法等)が適用され窓口負担のない方は、対象外となります。

3. 本件に関するお問合せ先

北里大学東病院 事務課
担当: 志村 電話番号 042-748-9111 (代)

以上